

令和5年6月第164回定例 農業委員会総会議事録

令和5年6月9日(金)
JAグリーン近江八幡東支店 大会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第640号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第641号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第642号 農用地利用集積等促進事業(案)について

報告第395号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について

報告第396号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年6月第164回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

近日テレビ等で、台風2号、3号の影響により全国各地で甚大な被害が出ております。おかげ様で滋賀県につきましては、それほど大きな被害は出ていないと聞いております。また、数日前にウクライナにおいては、ロシアが灌漑ダムを砲撃したということで、新聞によるとウクライナは4,200万ヘクタールの農地があり、日本の約10倍の農地があるように書いてありました。ダムを破壊された関係でおそらく150万ヘクタールの農地がダメになり小麦やトウモロコシ等がここ一年また大変厳しい状況が続くのではないかとということが懸念されています。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名（11番 ●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、6月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年6月第164回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

7番 ●●●●委員

8番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろ

しくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

事務局

議第 640 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

それでは、議第640号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年6月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、古川町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積274㎡、世帯の経営面積、渡人6.5アール、受人161.8アールで今回の申請を合わせまして164.5アールとなります。渡人につきましては、古川町●●番地、●●●●、受人につきましては、古川町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望ということで、地図上、転用済みと記載されたところに現在、農家住宅を建設されております。隣接地で畑をするということでございます。

番号2、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積92㎡、同じく安土町石寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積76㎡、2筆合わせて168㎡でございます。世帯の経営面積、渡人5.9アール、受人3.0アールで今回の申請面積を合わせますと4.6アールとなります。渡人につきましては、東京都八王子市片倉町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望で隣接土地を所有されております。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございました。
議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員 (特になしの声)

議 長 特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 640 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に、議第 641 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第641号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年6月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
番号1、土地の所在地、御所内町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積105㎡、友定町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積423㎡、渡人につきましては、友定町●●番地、●●●●、同じく友定町●●番●、登記地目、現況地目とも

田、届出面積59㎡、渡人につきましては、友定町●●番●、●●●●●、以上3筆合わせて587㎡の受人につきましては、御所内町●●番地●、●●●●●株式会社、代表取締役、●●●●●、申請地は、御所内町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、現在、受人は申請地東側で自動車販売修理業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、駐車スペース及び部品置場が不足していることから、申請されたものです。土地利用につきましては、受人と記載された現在の事業所と受人所有地と記載された土地を含めて一体利用する予定です。なお、現在●●●●●に貸し出している土地については、今月末で返還される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積326㎡、渡人につきましては、箕面市船場西●丁目●●番●一●●号、●●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、株式会社●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天駐車場で、申請地北西に社会福祉法人●●●●●（児童養護施設）の職員駐車場として貸し出される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、東町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積713㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●●株式会社、代表取締役、●●●●●、申請地は、東町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、近隣にある分譲宅地の見学者の駐車場として利用される予定です。一部資材置場として利用されており、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積831㎡、渡人につきましては、東京都江戸川区

平井●丁目●●番●●号、●●ビル●●、●●●●●、同じく、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積983㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●●、以上2筆合わせて1,814㎡の受人につきましては、西本郷町西●番地●、株式会社●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、スポーツ練習場で、地元自治会から新たな宅地造成により、子どもの数が増えて、子ども達のスポーツをするグラウンドがないと受人に相談があり、用地を提供されるものです。なお、グラウンドは北東側に広げていく予定であり、今後も話・相続がまとまったところから転用申請をされる予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 641 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 3番●●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、5月31日に、議第 641 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて11番 ●●●●●委員と12番 ●●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

はじめに番号1の案件です。

申請地は、御所内町の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、長光寺町の集落内の農地で、転用目的は貸露天駐車場です。こちらも隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしまし

た。

次に番号3の案件です。

申請地は、東町の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。申請地南側に1筆農地が残りますが、隣接に住んでおられる●●さんの田であり、現在耕作されてなく、雑種地化しております。今後も耕作する予定は無く、隣接農地への影響はないと考えます。この農地は、今後、自己転用されるか、今回の受人に譲るか検討中とのこと。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号4の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、転用目的はスポーツ練習場です。隣接農地との境界は、U字溝を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、U字溝に集水し、北側水路に放流するため、周辺農地への影響はないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第5条許可申請4件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に
議第642号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題642号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和5年6月9日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

これまでは、農用地利用集積計画により、所有者から農地中間管理機構に集積し、農用地利用配分計画により、耕作者に配分しておりましたが、今年度から地域計画に伴う関係法令が改正され、新たに農用地利用集積等促進計画の1本に変更されました。

今回は全て農地中間管理機構から耕作者に貸付ける耕作者変更になります。また、貸付始期が8月1日でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させて頂きますことをお許し願います。

番号1、権利の設定を受ける者、農事組合法人、●●●●、権利を設定する土地、近江八幡市安土町西老蘇●●、田、3,860㎡、権利の種類は賃借権、始期は令和5年8月1日から令和9年12月31日までの4年5カ月、10アールあたり7,000円でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

中間管理機構を通して、●●●●が耕作をされているということですね。

事務局

こちらにつきましては、もともと地権者が中間管理機構に預けておられて違う方が耕作をされておりました。中間管理機構と耕作者が一旦解約をされて新たに●●●●に貸付をされたということで、中間管理機構と●●●●との配分の促進計画ということで

す。

委員 1番の土地ですが、●●番地の小字の表記がないですが、2番の●●番地には四ツ俣とあります。これはないのか、あるのか、資料として残るので確認だけさせてください。

事務局 こちらにつきましては、農地中間管理機構より頂いた書類でございますので、一旦持ち帰り確認させていただきます。おそらく小字は四ツ俣だと思いますが、そうであればそのように変更させていただきます。

委員 番号3、4と(A)とありますが、こういう表示があるのですか。どういう意味ですか。

事務局 (A)という表記につきましては、一部農業用倉庫等に転用されている場合に、農業委員会では(1)、(2)と表記させていただいておりますが、中間管理機構では(A)、(B)等で表記をされており、●●番の中に田の部分と田でない部分、農業用倉庫の宅地であったり、資材置場の雑種地であったりするがある場合にこのような表記になります。農地法では分筆までもとめていないのでこのようなケースは多々あります。

委員 権利設定の終期ですが、これは残期間ですか。5年以上、10年以上と確かあったと思いますが。

事務局 終期につきましては、もともとの耕作者に貸されていた終期がここになっていたもので、今回は耕作者のみの変更ですので、おっしゃる通り残期間でございます。

議長 他に質問やご意見はございませんか。
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第642号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、次に報告第 395 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 396 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第395号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年6月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町常楽寺●●-●の一部、畑、571㎡の内30㎡、受理日及び受理番号、令和5年5月12日、502番、貸人につきましては、安土町常楽寺●●、●●●●、借人につきましては、安土町常楽寺●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分は使用貸借でございます。

続きまして、報告第396号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和5年6月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項に規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除が1件、賃貸借契約解除が5件、合計6件ございました。

2、農地形状変更申出について、①白王町●●番●、田、137㎡を畑届、届出人、白王町●●番地、●●●●、令和5年5月10日受理でございます

3、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、でございます。こちらは認定農業者の関係でございます。5月審査会、16日審査、こちらについては、新規が2件、更新が4件、合計6件認定されました。以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第 395 号農地法第5条第1項第6号の規定

による農地転用届出の受理について、及び、報告第 396 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 396号の番号1、2の1,705㎡の内505㎡はどういうことですか。

事務局 中間管理機構を通しての出し手、借手それぞれの解約になりますが、505㎡の解約があったと中間管理機構から通知があったものです。

こちらの解約の1、2と4、5はそれぞれ、所有者と中間管理機構の解約、中間管理機構と耕作者の解約となります。

議長 それでは、他にございますか。

他に質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第 164 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前2時10分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員